

## 提言4：評価機関・評価調査員の質の確保・向上

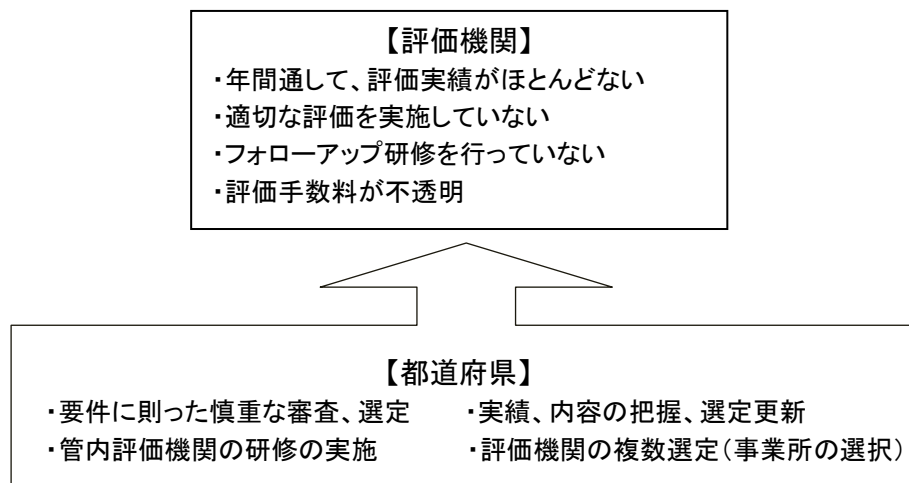
### (1) 評価機関の選定更新、監督指導

事業所の信頼を得て、より充実した質の高い外部評価を実施するためには、評価機関並びに評価調査員の質確保・向上が非常に重要である。

そのために、都道府県は外部評価の意義を踏まえて慎重に評価機関の選定にあたるとともに、以降、最低年1回は評価機関から評価件数、内容、研修状況等報告を求め、実態を把握し、指導、その上で選定を更新していくことが求められる。

さらに、評価機関に対して研修や事業所ネットワーク団体を交えた評価に関する意見交換の機会を設けるなど、良質かつ円滑な外部評価を推進するために都道府県の監督指導の強化が望まれる。

図表6



*評価機関は事業所が地域に根付いて良質なサービスを提供していくための応援者、  
都道府県も協働者としてバックアップを*

## (2) 適切な評価手数料

外部評価に係る評価手数料は、図表7の通り、全国、また都道府県内においてもばらつきがあり、事業所の評価機関の選択に不安や不信、混乱もみられる。一方、評価手数料の算定に当たっては、立地による調査の交通費、年間評価件数、法人規模等、さまざまな要因があり、金額の一律化は困難である。

外部評価は公的な事業であることを踏まえて、積算根拠の透明性、妥当性の確保が最も重要である。ここでは、単に手数料の縮減を求めるのではなく、評価事業の質の低下を防ぐためにも都道府県は、各評価機関の手数料の積算根拠の妥当性を勘案し、適正な手数料の設定、公開を指導、監督していくことが望まれる。

また、外部評価、情報公表両制度の同一日調査は、前述のメリットにある通り、評価調査員の実働時間や交通費等実費も今までの外部評価と同等であるために、情報公表を実施しても現状の評価手数料で据え置くことは困難ではないと想定される。具体的には、情報公表調査手数料は都道府県内一律のため、現在の評価手数料の積算を再度見直し、両制度合わせて現状維持を検討していくことが求められるところである。

図表7

### 全国外部評価手数料

(平成20年11月現在 WAMNET データ。一部、平成19年度評価機関実態調査データより引用)

	グループホーム(1ユニット)	小規模多機能型居宅介護
最小値	45,000円	45,000円
最大値	200,000円	250,000円
平均値	97,997円	99,178円
中央値	95,000円	99,500円

注) 東京都除く

### (3) 評価調査員研修のあり方

評価調査員の新規研修並びにフォローアップ研修は、20年度までは評価機関が自ら、又は委託して実施することとなっている。しかし、定期的なフォローアップ研修が実施されていない、あるいは一定のカリキュラムに則ってはいるものの地域密着型サービスのサービス評価を十分理解していない講師陣による講義など、質の評価から乖離した研修も見受けられる。

評価調査員の質は、事業所をはじめ利用者家族等関係者のサービス評価の信頼にも直結することを踏まえて、「評価調査員の要件・適性」に鑑みて継続的に育成していくことが重要であり、評価調査員の質確保・均質化のために、都道府県が研修を保障することが望まれる。評価調査員の質は、評価の生命線でもあり、各評価機関においても常に懸案の上位に挙げられている。スタートラインである評価調査員研修の受講段階において応募動機を確認するなど、評価調査員としての適性を十分見極めることが大切である。

なお、今後は地元において継続的に研修を実施できる体制を作っていくことが求められている。そのため、具体的な講師陣（指導者）として、各地域の事業者ネットワーク団体や評価機関等でチームを編成し、全国レベルで養成していくことが期待される。この養成に当たっては認知症コーディネーターや認知症地域支援体制構築等推進事業等の施策や人材の融合を図るなど、負担軽減と効率化に配慮することが望まれる。

図表 8

#### 事業所の真摯な自己評価を補完し、良質な地域密着型サービスづくりのための 「声」「目」「応援団」になることを目指した研修プログラム

